

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)

選手団派遣旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(以下、「当連盟」という)の合宿・練習・遠征事業等に参加する選手・スタッフの旅費の支給について定める。

(適用範囲)

第2条 本規程が適用される、選手、スタッフの定義は以下の通りとする。

- (1)選手とは、当連盟運営規程第7条(3)(4)に該当する者であり、当連盟が主催する事業等に招聘した選手をいう。
- (2)スタッフとは、当連盟が主催する事業等に参加する者をいう。

(選手団派遣の決定)

第3条 選手団派遣については、競技委員会の決定による。

(旅費の内容)

第4条 旅費の内容は次のとおりとする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊料

(旅費の計算)

第5条 旅費の計算は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合を基準として計算する。但し、特に指示のあった場合及び天災・事変などやむを得ない事情により、順路により難しい場合には、その現状によった順路及び方法による。

(交通費)

第6条 交通費は全て次に定める実費を支給する。ただし、やむを得ない事情により自家用車を利用する場合は、事前に申請した場合に限り、実際に走行した距離1キロ当たり37円(1キロ未満の端数切捨)を支給する。道路通行料金・駐車場代については、実費とする。

また、自動車を自ら運転して移動した場合は運転日報を提出すること。

- (1)勤務地又は居住地最寄駅から用務地最寄駅間の経済的な通常の経路及び方法により計算した鉄道運賃
- (2)普通車急行・特急料金
- (3)航空賃(エコノミークラス)
- (4)船賃(スタンダードクラス)
- (5)車賃

(国内宿泊料)

第7条 宿泊料は実費を支給する。ただし、国内選手団派遣については、1泊12,000円以内とする。

2 宿泊料は宿泊日数に応じ支給する。

3 海外選手団派遣においては、宿泊料は連盟が宿泊施設に直接に支払うことを原則とする。

(他より旅費の支給のある場合等)

第8条 他の機関、団体等より派遣者に対して旅費が支給される場合は、この規程による旅費を減額または支給しない。

(旅費の請求及び精算)

第 9 条 旅費の請求は、本人が、所定の書類に必要事項を記載し、路線検索結果など算出根拠がわかる資料を添付のうえ、事務局に提出しなければならない。旅費の精算は、当該出張が完了した日から原則 7 日以内に行わなければならない。

(改廃)

第 10 条 この規程は理事会の決議により変更することが出来る。

附則

- 1 本規程は 2013 年(平成 25 年) 5 月 30 日から施行する。
- 2 2014 年(平成 26 年) 5 月 22 日 一部改正
- 3 2015 年(平成 27 年) 9 月 16 日 一部改正
- 4 2019 年(令和元年) 9 月 17 日 一部改正
- 5 2023 年(令和 5 年) 4 月 27 日 一部改正
- 6 2024 年(令和 6 年) 4 月 22 日 一部改正